

65歳以上のみなさまへ

介護保険ガイド

住み慣れた地域でいつまでも元気に



沖縄県介護保険広域連合連絡先

- 介護保険料に関すること
会計課(賦課徴収係)……………☎098-911-7503
- 地域支援事業・計画に関すること
計画推進課(計画推進係)………☎098-911-7501
- 地域密着型サービスに関すること
計画推進課(指導係)……………☎098-911-7502
- 認定調査・結果に関すること
認定課(認定係)……………☎098-911-7504
北部調査認定事務所……………☎098-911-7530
中部調査認定事務所……………☎098-911-7510
南部調査認定事務所……………☎098-911-7520
- 給付に関すること
総務課(財政給付係)……………☎098-911-7505
- 上記以外
総務課(総務係)……………☎098-911-7500

あなたの介護保険料は？

段階	対象者	保険料率	年間保険料 (月額保険料)	
第1段階	世帯全員が住民税非課税 本人が住民税非課税	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税者で、本人が老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入等の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	23,697円 (1,974円)
		●世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年の課税年金収入等の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	40,326円 (3,360円)
		●世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年の課税年金収入等の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	56,956円 (4,746円)
第2段階	課税者がいる 世帯に住民税	●本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の課税年金収入等の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	74,833円 (6,236円)
第3段階		●本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の課税年金収入等の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	83,148円 (6,929円)
第4段階	本人が住民税課税	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	99,777円 (8,314円)
第5段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	108,092円 (9,007円)
第6段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	124,722円 (10,393円)
第7段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	141,351円 (11,779円)
第8段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	157,981円 (13,165円)
第9段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	174,610円 (14,550円)
第10段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	191,240円 (15,936円)
第11段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.4	199,555円 (16,629円)
第12段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額×2.6	216,184円 (18,015円)
第13段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	基準額×2.8	232,814円 (19,401円)
第14段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額×3.0	249,444円 (20,787円)
第15段階		●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額×3.0	249,444円 (20,787円)
第16段階	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額×3.0	249,444円 (20,787円)	

※「基準額」は、広域連合の被保険者一人あたりの平均の介護保険料です。 ※「課税年金収入等の合計」は、「合計所得金額(公的年金所得を除く)」と「課税年金収入額」の合計です。
 ※第1段階～第3段階については、公費を投じ低所得者の保険料軽減を行っています。(上記は軽減後の保険料です)
 ※端数処理の関係で「保険料年額」と「保険料月額×12」の値は一致しません。

介護保険料の納めかた

保険料は原則、特別徴収の方法で納めます。特別徴収できない場合は普通徴収の方法で納めます。

●特別徴収対象の方→年金天引き

年額18万円以上の年金を受給されている方は、年金から天引きされます。保険料の年額は6回に分けて、年金の支払月(偶数月)に天引きされます。

●普通徴収対象の方→納付書払い、口座振替

年金が年額18万円未満の方は、納付書で納めます。納期限ごとに取扱金融機関で納めるか、口座振替を利用して、口座より引き落としして納付できます。保険料の納期は9回に分けて7月～翌年3月の間月末までに納めることになります。

65歳になる年度の介護保険料

40歳から64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めます。

65歳になる月(65歳の誕生日の前日がある月)からは、介護保険料を単独で納めます。

介護保険はみなさんの支え合いで成り立ちます

たとえ介護保険のサービスを利用する予定がない場合でも、介護保険料は納めなくてはなりません。安定したサービスを提供できるよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

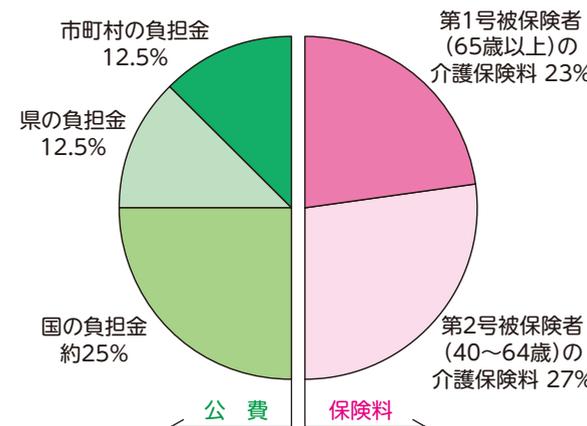
沖縄県介護保険広域連合を構成している29市町村で必要と見込まれる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人口から保険料の「基準額」を算出し、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。また、保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料の基準額の決まり方



介護サービス等給付費の財源は？

第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)に基づく給付費の財源は次のとおり、関係法令などで負担割合が決められています。



構成市町村介護保険担当課

介護保険のサービスを利用したい場合は、まずは市町村の窓口にご相談しましょう。

市町村名	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
東村	福祉保健課	0980-43-2202
今帰仁村	健康づくり推進課	0980-56-4189
本部町	福祉課	0980-47-2165
恩納村	福祉課	098-966-1207
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253
金武町	保健福祉課	098-968-5933
伊江村	住民課	0980-49-2002
伊平屋村	住民課	0980-46-2142
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
読谷村	福祉課	098-982-9209
嘉手納町	福祉課	098-956-1111
北谷町	福祉課	098-936-1234
北中城村	福祉課	098-935-2263
中城村	福祉課	098-895-1738
西原町	福祉課	098-945-4791
豊見城市	障がい長寿課	098-856-4292
八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
南城市	生きがい推進課	098-917-5341
与那原町	福祉課	098-945-1525
久米島町	福祉課	098-985-7124
南風原町	保健福祉課	098-889-4416
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
座間味村	住民課	098-896-4045
粟国村	民生課	098-988-2017
渡名喜村	民生課	098-989-2317
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055

第9期(令和6~8年度) 介護保険事業計画のポイント

令和6年4月から

- 65歳以上の方の保険料がこれまでの3ランク制から一本化(均一賦課)に変わります。
- 介護保険料が一本化されるに伴い、広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合の手続きが不要となります。

■介護保険のしくみ

介護保険は、皆さんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。40歳以上の方が加入者として保険料を出し合い、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみになっています。自立や改善を目指して上手に利用しましょう。



サービス利用の流れ

介護保険のサービスを利用したい場合、まずは市町村の窓口または地域包括支援センターに相談しましょう。



① 相談

市町村の窓口または地域包括支援センターで、希望するサービスや日常生活で困っていることをお伝えください。

相談の結果...



・介護サービスが必要
・住宅改修が必要 など



・ホームヘルパーによる生活支援が必要
・デイサービスの支援が必要 など



・介護予防に取り組みたい など

② 心身の状態等を確認

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護(要支援)認定を受ける

申請
市町村窓口で申請手続きを行う必要があります。

認定調査
認定調査員が、ご自宅等を訪問し、調査を行います。認定調査は、本人及び立会人(ご家族等)の参加が必要です。立会人については、ご本人の状況を把握している方が立ち会うようお願いいたします。

医師の診察
広域連合の依頼により主治医が主治医意見書を作成します。速やかに認定を行うため、「早めの受診または受診が必要か医療機関へご相談ください。」

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。

③ 結果の確認

郵送で結果通知が届きます。認定結果についてご不明な点がございましたら、**広域連合の各調査認定事務所**へお問い合わせください。

北部調査認定事務所 ☎098-911-7530
中部調査認定事務所 ☎098-911-7510
南部調査認定事務所 ☎098-911-7520

要介護度

高
要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
低
要支援2
要支援1

認定

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者)

自立した生活が送れる

④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。**一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。**

介護サービスを利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。

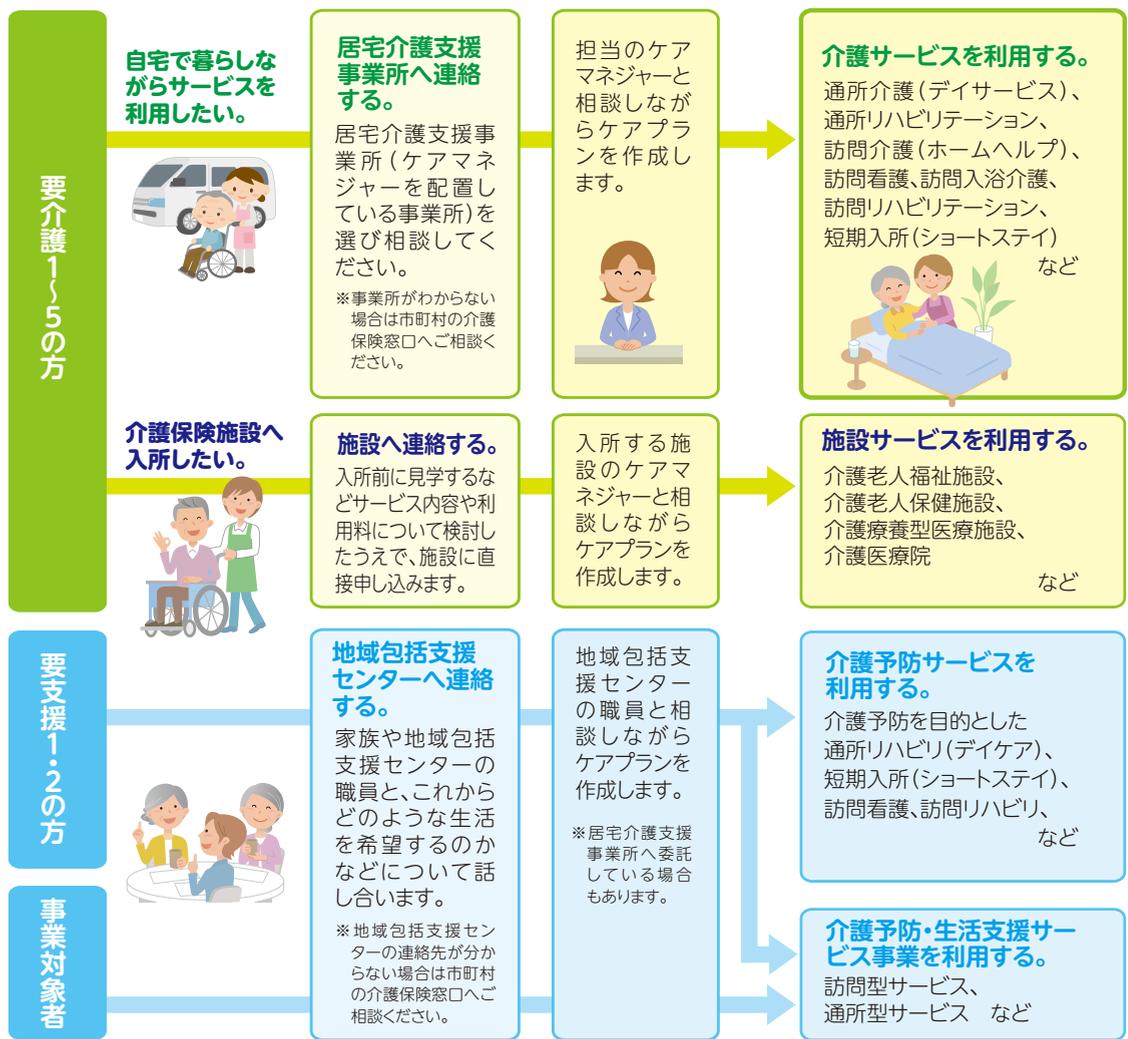
介護予防サービスを利用できます。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

一般介護予防事業を利用できます。

認定結果通知を受けたら、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターのいずれかへ連絡し、サービスの利用について相談してください。



※40~64歳(第2号被保険者)の方でも介護保険の対象となる病気(特定疫病)が原因で「要介護認定」を受けた方は介護保険を利用できます。なお、交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。